

# 税金の納付はお済みですか？

今年度の各税金(道町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)の納付を忘れていませんか？

いま一度納税通知書の確認をお願いします。

納付をお忘れの場合は、なるべく早い時期に納付をお願いします。  
また、連絡が無く税金の納付もない方については、税の公平性を確保するため、給与・預貯金等の差押えを実施しております。

今年度からは、税金を滞納している方の住居その他の場所において、財産を捜索して動産の差押えを実施し、インターネットを通じて公売をします。

## 10月末現在までの取組状況

〔納税相談及び納税誓約件数〕

呼出総件数 464名

納税誓約者 280件

〔差押え件数及び差押さえた金額〕

預貯金・給与・所得税還付金・生命保険

26件 2,540,068円

〔日高管内地方税滞納整理機構〕

滞納者40名を引継 5,341,266円

なお、都合(病気で入院、長期失業等)により納付が困難な場合には、分割納付など相談に応じますので税務課までご連絡を下さい。

日高町役場 税務課歳入グループ

電話 01456-2-6184(直通)



## 「国民年金の免除制度について」

### 2年目以降の手続きが簡素化されます

#### ▽ 全額免除・若年者納付猶予が承認された方

保険料全額免除又は若年者納付猶予(一部免除を除く)が承認された方が、申請時に予め翌年度以降も申請を行うことを希望された場合(※)は、翌年度以降は、あらかじめ申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。ただし、所得審査のため、お住まいの市区町村等に申告等をしている必要があります。

※申請書の申請者欄の「はい」に○をつけてください。

#### ▽ 学生納付特例制度が承認された方

学生納付特例が承認された方が、翌年度も引き続き同じ学校に在学する予定であることが確認できた場合は、次年度4月に送付されるハガキにより申請手続きが可能です。

※失業若しくは震災、風水害又は火災による損害を受けたことを理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、若しくは4分の3納付・半額納付・4分の1納付申請の場合は、毎年の申請が必要となります。

※学生納付特例を承認され、翌年度にハガキが送付された方であっても、在学する学校に変更のある方は、従来どおり申請書の提出が必要です。

### 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます

国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、「領収書」または「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が義務付けられています。

平成21年中に国民年金保険料を納付された方には、控除証明書が11月または翌年2月に送付される予定です。年末調整や確定申告の際には、控除証明書や領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

#### ▽ 11月に送付される方

平成21年1月1日から平成21年9月30日までの間に国民年金の保険料を納付された方。

#### ▽ 翌年2月に送付される方

平成21年10月1日から平成21年12月31日までの間に今年初めて国民年金の保険料を納付された方。

※11月に送付された場合は、翌年2月には送付されません。

### 国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります

※「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合、今年分として申告ができます。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収書」も添付する必要があります。

※世帯主又は配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付された場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

<お問い合わせ先>

日高町役場住民課住民・年金グループ

TEL 01456-2-6182

日高総合支所住民生活課住民・福祉グループ

TEL 01457-6-3173

苫小牧社会保険事務所

TEL 0144-36-6135